

# 秋田市不妊に悩む方への特定治療支援事業のご案内

## 助成制度について

秋田市では、特定不妊治療を受けたご夫婦に対し、医療費の自己負担分の一部を助成します。

## 対象（要件）

- ① 特定不妊治療を受けた夫婦で、1回の治療期間の治療途中から申請時まで継続してどちらか一人が秋田市に住所を有していること。（法律上の配偶者を有していない事実婚の夫婦を含む。）
- ② 治療開始日の妻の年齢が43歳未満であること。
- ③ 保険診療の届出医療機関での治療であること。  
（届出医療機関の詳細は、かかりつけ医療機関にご確認ください。）

## 申請方法

治療が終了した日から9か月以内に必要な書類を添え、秋田市子ども健康課（秋田市保健所2階）へ申請（提出）してください。

- 申請は郵送でも受け付けています。
- 特定不妊治療費について、健康保険から高額療養費や付加（附加）給付金が支給される見込みの時は、その額が決定してから、申請してください。（詳しくは、加入している健康保険にご確認ください。）
- 一度提出された書類はお返しできません。

## 注意事項

- 不妊治療の開始に当たっては、「限度額適用認定証」を取得してから受診するようお願いいたします。（限度額適用認定証については中面をご覧ください。詳しくは、加入している健康保険にご確認ください。）
- 本申請によって受けた助成額は、確定申告時の医療費控除の対象とはなりません。（医療費控除等についての詳しい内容は、税務署に直接ご確認ください。）

### ★郵送時の送付先★

〒010-0976 秋田市八橋南一丁目8番3号  
秋田市子ども健康課 給付担当 宛



## 助成内容

### 【助成対象となる治療】

- ①保険診療の特定不妊治療：体外受精、顕微授精、胚移植術、男性不妊治療等（医療機関で治療計画が作成されたもの。）
- ②保険診療の適用上限回数を超えて行った保険外診療の特定不妊治療（治療開始時点で妻の年齢が40歳未満の場合に限る。）

※特定不妊治療のうち、先進医療や保険適用外の自由診療の治療・検査は対象外です。  
 ※詳しくは、秋田市子ども健康課へお問い合わせください。



### 【回数】

初回治療開始時の妻の年齢	保険適用上限回数	助成上限回数
40歳未満	子ども1人につき6回	子ども1人につき9回 (うち保険外診療は上限3回まで)
40歳以上43歳未満	子ども1人につき3回	子ども1人につき3回 (保険診療に限る)

※「1回の治療」とは、治療計画に基づき実施される一連の診療過程のことをいいます。

※出産後、2子目以降の治療をする場合は、保険適用回数がリセットされます。  
 詳しくは、主治医へご確認ください。

※秋田県が実施した助成は、通算の対象ですが、その他の自治体が独自実施している助成は、通算の対象とならない場合があります。

### 【金額】

治療区分	治療方法	助成限度額
保険診療(注)	A・B・D・E	9万円
	C・F	3万円
	男性不妊治療	9万円
保険外診療	A・B・D・E	30万円
	C・F	10万円

(注) 保険診療に対する助成は、高額療養費や付加(附加)給付金を控除

※詳しい助成対象については、別表「体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲」をご確認ください。

### 参考【助成回数の考え方】

<40歳未満で治療を開始した場合の、申請と助成上限回数の例>

例	回数の考え方	(9回の内訳)										
通常パターン	保険適用回数(胚移植術)	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	保険外診療1回目	保険外診療2回目	保険外診療3回目	保険外診療4回目以降	
	秋田市助成回数	助成1回目	助成2回目	助成3回目	助成4回目	助成5回目	助成6回目	助成7回目	助成8回目	助成9回目	対象外	
Eの治療1回 Fの治療1回 を含む場合	保険適用回数(胚移植術)	1回目	2回目	胚移植術なし(Eの治療)	3回目	胚移植術なし(Fの治療)	4回目	5回目	6回目	保険外診療1回目	保険外診療2回目以降	
	秋田市助成回数	助成1回目	助成2回目	助成3回目	助成4回目	助成5回目	助成6回目	助成7回目	助成8回目	助成9回目	対象外	
Eの治療1回 Fの治療1回を含むが、 Fの治療分の助成申請を しない場合	保険適用回数(胚移植術)	1回目	2回目	胚移植術なし(Fの治療)	3回目	胚移植術なし(Eの治療)	4回目	5回目	6回目	保険外診療1回目	保険外診療2回目	保険外診療3回目以降
	秋田市助成回数	助成1回目	助成2回目	申請せず(助成なし)	助成3回目	助成4回目	助成5回目	助成6回目	助成7回目	助成8回目	助成9回目	対象外
県外からの 転入の場合	保険適用回数(胚移植術)	1回目	2回目	3回目	4回目	胚移植術なし(Eの治療)	5回目	6回目	保険外診療1回目	保険外診療2回目	保険外診療3回目	保険外診療4回目以降
	秋田市助成回数	県外在住(秋田市助成なし)				秋田市転入助成1回目	助成2回目	助成3回目	助成4回目	助成5回目	助成6回目	対象外

## 申請に必要な書類

☑ 申請前に下記の必要書類がそろっているか、ご確認ください。



	必要書類	備 考
1	<input type="checkbox"/> 秋田市不妊に悩む方への 特定治療支援事業申請書	記入説明を参照してください。
2	<input type="checkbox"/> 秋田市不妊に悩む方への 特定治療支援事業受診等証明書	治療を受けた医療機関の医師に記入を依頼してください。
3	<input type="checkbox"/> 秋田市不妊に悩む方への 特定治療支援助成金請求書	記入説明を参照してください。 ※記載内容を修正する場合は、訂正印や二重線で修正せず、お書き直し ください。
4	<input type="checkbox"/> 領収書(コピー可)	・明細書の提出は不要です。 ・入院費、食事代、文書料等、特定不妊治療に直接関係のない費用は 対象外です。 ・提出された領収書は返却できません。コピーはご自身で準備してくだ さい。
5	<input type="checkbox"/> 健康保険証の写し	・治療を受けた方の健康保険証の写しを提出してください。
6	<input type="checkbox"/> 秋田市不妊に悩む方への 特定治療支援事業協力医療機関 受診等証明書と領収書 (※該当者のみ)	医療機関での治療額が上限額未満の場合、左欄の証明書類等の 提出により助成対象額に加算されます。
7	<input type="checkbox"/> 薬剤内訳証明書と領収書 (※該当者のみ)	※各領収書と証明書の領収金額が一致しない場合は、発行機関に ご確認ください。
8	<input type="checkbox"/> 限度額適用認定証の写し (※該当者のみ)	限度額適用認定証を医療機関に提出して治療した方。
9	<input type="checkbox"/> 高額療養費や付加(附加)給付金の 決定額が確認できる書類 (※該当者のみ)	・支給決定通知書等 ・高額療養費に該当する方は、あらかじめ、健康保険の高額療養費 支給申請を済ませてください。

※上記のほか、個別に書類の確認が必要な場合は、別途提出をお願いすることがあります。  
(例) 婚姻関係(事実婚のかたも含む)を確認できない場合などは、戸籍謄本等の提出をお願いする  
場合があります。

※申請時期によっては、「2 秋田市不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書」の入手に時間  
がかかる場合があります。お早めに医療機関に記入を依頼してください。

限度額適用認定証とは・・・

ご加入の健康保険から交付された「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、医療機  
関の窓口で提示することで、窓口での1か月の支払いを、所得に応じて決められる上限額までに抑えることができ  
ます。

### 申請書ダウンロードなど

子ども健康課ホームページ 「特定不妊治療費を助成します」  
秋田市公式ウェブサイト 広報ID検索「1005908」



- ◆ 様式は子ども健康課窓口と市内産婦人科医療機関等で差し上げています。
- ◆ 希望者には郵送します。

## News

これまで、自由診療であった**特定不妊治療（体外受精、顕微授精等）**が、令和4年4月から、**保険適用**となりました

- 治療内容 : 令和4年4月1日以後に開始する生殖補助医療（特定不妊治療）、特定不妊治療と併せて行う男性不妊治療
- 対象 : 治療開始時点で女性の年齢が43歳未満であること
- 適用上限回数 : 治療開始時点の女性の年齢が40歳未満の場合は、1子につき6回まで  
治療開始時点の女性の年齢が40歳以上43歳未満の場合は、1子につき3回まで
- 対象医療機関 : 保険診療届出医療機関  
※これまでの特定不妊治療指定医療機関であれば、保険診療の施設基準を満たす経過措置（令和4年9月30日まで）があります。  
（詳しくは、かかりつけ医療機関にご確認ください。）



厚生労働省ホームページ「不妊治療に関する取組」

### 年度をまたぐ「1回の治療」についての経過措置 （不妊治療の保険適用への円滑な移行に向けた支援）

保険適用への円滑な移行に向けた支援として、令和4年3月31日以前に治療を開始した特定不妊治療であって、令和4年4月1日以降に治療が終了するものについて、その医療費の自己負担分の一部を助成します。

#### 対象

治療期間の初日が令和4年3月31日以前であり、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に1回の治療が終了したものの。

なお、Cの治療については、移植準備のための「薬品投与」の開始が令和4年4月1日以降であっても、令和4年3月31日以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植である場合は対象。

#### 助成限度額

○治療ステージA B D Eは30万円。治療ステージC Fは10万円。

○特定不妊治療を行うにあたり、精子を精巣または精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）を併せて行った場合は30万円まで助成。

#### 助成回数

1回まで。なお、これまで助成を受けた回数が規定された回数を超えている場合は、助成対象外。

#### 申請方法

令和5年3月31日までに必要な書類を添えて、秋田市子ども健康課へ申請してください。  
（令和3年度までの申請様式をご使用ください。）

お問い合わせ先

秋田市子ども未来部 子ども健康課 給付担当

TEL 018-883-1172（平日8:30~17:15）

